

第10. 漁業権漁業について

(1) 漁業権漁業 (海面)

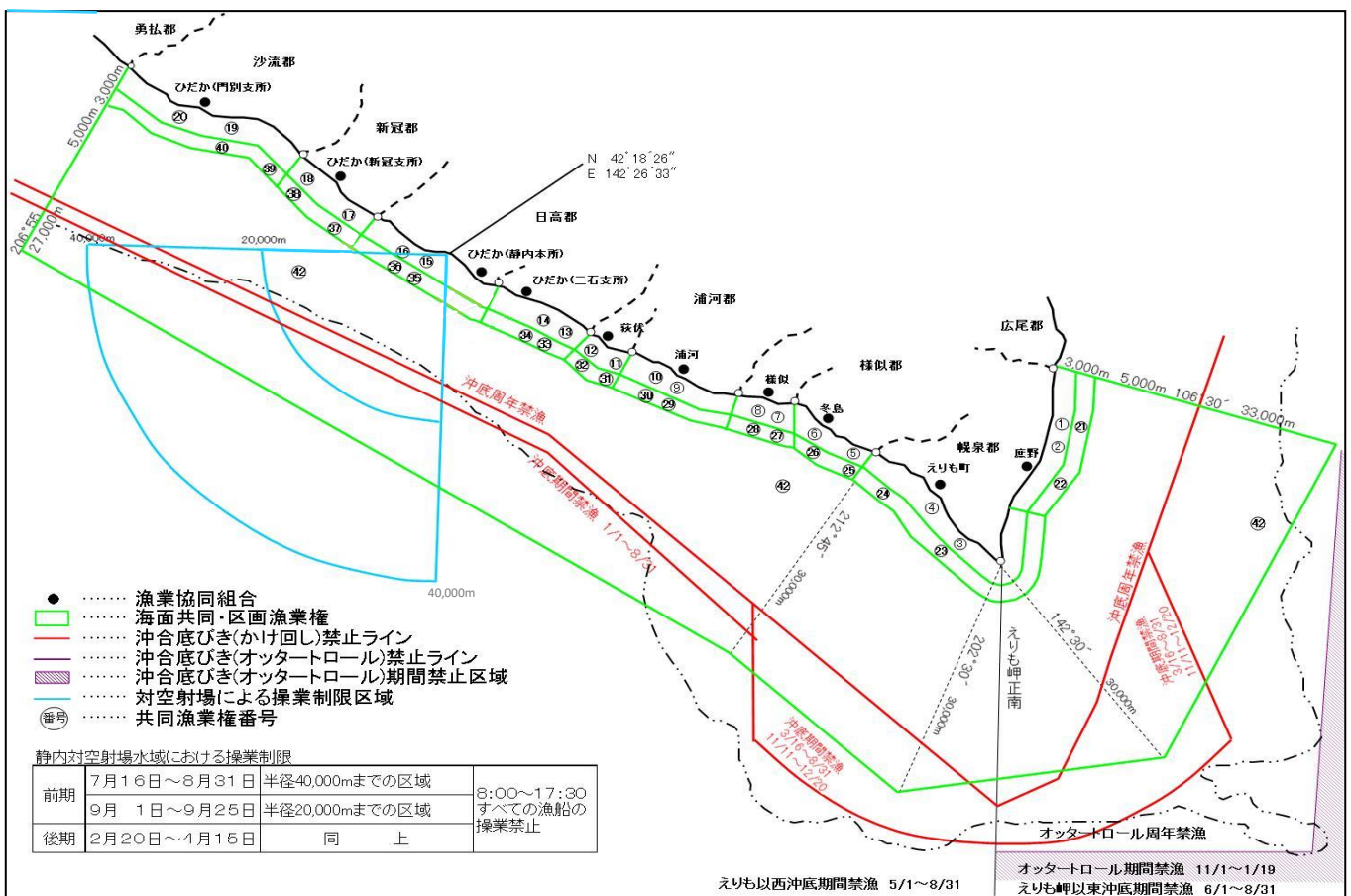
《共同漁業》

海面共同漁業権は、第一種から第三種共同漁業に区分され、漁協単有40件、管内3漁協共有1件の計41件が免許されており、漁業権の内容としては第一種は、主にこんぶ漁業、たこ漁業、ほっき貝漁業、第二種は、各種刺網漁業、第三種は、地びき網漁業となっています。

《定置漁業》

当管内に設定されている定置漁業権の漁業名称は、さけ定置網となっており春網、秋網、春秋併設網の3種類に区分され、その内訳は春網12ヶ統、秋網27ヶ統、春秋併設網19ヶ統の計58ヶ統が免許されています。

【漁業権漁場図 (海面)】



(2) 漁業権漁業 (内水面)

《共同漁業》

内水面共同漁業権は、ししやも漁業及びやまべ・こい漁業を内容とした第五種共同漁業として管内2件(2漁協)に免許されています。

この漁業権には、その内容となっている水産動植物の増殖が義務付けられており漁業権者は、種苗放流、産卵床の造成等を実施しています。

《区画漁業》

内水面区画漁業権は、管内に1件(1法人)免許されています。

漁業の内容は、にじます養殖業となっています。

【漁業権漁場図 (内水面)】

